

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■よくある質問（FAQ）の追加・修正について

メールマガジン第 114 号（令和 3 年 1 月 27 日）でご紹介しましたが、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。「一般法人法」）が改正され、一般法人法の改正内容の一部が、令和 3 年 3 月 1 日及び令和 4 年（施行日未定）に施行されるため、よくある質問（FAQ）の一部（一般法人法の規定を引用している部分）について追加・修正を行いました。

メールマガジンバックナンバー

<https://www.koeki-info.go.jp/other/backnumber/2021/index.html>

新しく追加した問は以下のとおりです。

○法人補償（一般法人法第 118 条の 2 等）及び役員等のために締結される保険契約（同法第 118 条の 3 等）関係

・問Ⅱ-8-①

「役員等が職務の執行に関して法令違反を疑われたり責任の追及に係る請求を受けたりした際の防御費用や賠償金について、法人が支払ったり役員等を被保険者とした保険を契約したりすることはできますか。」

○責任を追及する訴えに係る和解（同法第 280 条の 2）関係

・問Ⅱ-1-③の 2

「一般社団法人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟において和解をする場合には、監事の同意が必要ですか。」

○議決権行使書面等（同法第 50 条～52 条）関係

・問Ⅱ-7-④の 2

「社員が、社員総会の議決権行使書面の閲覧等を法人に請求する場合、当該請求が拒絶されることはありますか。」

○社員総会資料の電子提供制度（同法第 47 条の 2 等）関係

・問Ⅱ-7-⑥

「社員総会資料を社員に対してインターネットを利用する方法により提供することはできますか。」

なお、問Ⅱ-7-⑥の追加に係る一般法人法の改正箇所は令和 4 年中の施行予定ですので、ご留意ください。

また、改正を踏まえた主な修正内容は以下のとおりです。

○成年被後見人等についての理事等の欠格条項の削除等（同法第 65 条第 1 項第 2 号等）関係

・問Ⅱ-1-③

→理事等の欠格条項の改正、定款に理事等の資格として改正前の一般法人法の規定を書き下している場合（成年被後見人を理事等の欠格事由として定めている場合）の定款改正の検討等について追記。

○従たる事務所の所在地における登記の廃止（同法第 312 条等）関係

・問Ⅰ-9-①

→従たる事務所の所在地における登記は廃止されますが、主たる事務所の所在地において主たる事務所及び従たる事務所の登記が必要とされている点に変更がない旨を追記。

なお、問Ⅰ-9-①の修正に係る一般法人法の改正箇所は令和 4 年中の施行予定ですので、ご留意ください。

○その他、一般法人法等の改正に伴う条の移動等の形式修正をしたもの

→問Ⅱ-1-③、問Ⅱ-7-③、問Ⅱ-7-④、問Ⅱ-7-⑤、問Ⅶ-②

よくある質問（FAQ） <https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。